

2014 年度（対象年度：2013） 自己点検・評価シート

部局(部署)名	法科大学院
責 任 者	石塚 伸一

基準9	点検・評価等
	自己点検・評価／評価結果等に基づく改善・向上／ 特色ある取組み

I. 自己点検・評価

1. 点検・評価項目等に基づく状況確認 《評定形式》

自己評価欄に「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

	レベル	自己評価	
		個別	総合
9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか（「学教法」第109条）。	I◎	A	B
9-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか（「学教法」第109条）。 ※【留意事項】あり	I◎	B	
9-3 自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。	I○	A	B
9-4 自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応しているか。	I○	B	
9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組みを行っているか。	II○	A	A

2. 現状説明 《記述形式》

対象年度における取り組みを、点検・評価項目の観点から、改善状況を含め総括してわかりやすく説明してください。

9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と実施については、以下のとおりである。

組織体制については、法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づく運営を行っている。また、当該委員会は、全学組織である「全学大学評価会議」及び「大学評価委員会」とも連携しつつ、自己点検・評価を実施する体制を整備している。実施内容については、「龍谷大学内部質保証のあり方について」に基づき、「自己点検・評価制度」及び「教員活動自己点検」の2制度を2011年度から毎年度実施している。

9-2 自己点検・評価の結果の公表について、2009年度法科大学院認証評価時の「点検・評価報告書」等をwebサイトに公表している。

また、全学的に実施している自己点検・評価の結果は「全学的課題一覧」としてwebサイトに公表している。この制度では、シートそのものの公開はせず、「全学的課題一覧」として整理して公開するものであり、「大学基準」（大学基準協会）に照らして十分な内容であるとの評価を受けている。しかしながら、法科大学院としては「法科大学院基準」を充足するためには不十分な点があると判断し、独自に評価結果を含む全シートを公開することを2014年度の課題とすることを確認した。

9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備について、法科大学院では、大学評価支援室が策定する実施要領に基づき、以下のとおり実施することで対応している。

①法科大学院は、「法科大学院自己点検・評価委員会」の統轄の下、自らあらかじめ設定した評価項目・点検項目に基づいて前年度の自らの活動を点検・評価し、活動状況、成果及び改善課題等を基準ごとに「自己点検・評価シート」にまとめる。

- ②「自己点検・評価シート」にまとめられた点検・評価結果については、大学評価委員会による評価を経て、全学大学評価会議で最終的な学内評価が行われる。その結果については、「改善勧告」、「努力課題」又は「留意点」の提言が付され、法科大学院にフィードバックされる。

- ③「改善勧告」又は「努力課題」の提言を受けた場合等には、「改善計画書」及び「改善報告書」を作成・提出する。

また、法科大学院認証評価で「勧告」及び「助言」があった場合にも、その指摘事項について、どのように改善に努めているかを全学大学評価会議に対して、毎年度、報告する仕組みを構築している。

9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応については、いずれの場合でも、改善すべき課題が明らかになった場合には、所管の委員会が改善の取り組みを行い、それを自己点検・評価委員会が取りまとめることとしている。

(1) 自己点検・評価の改善・向上への反映

評価の視点9-3で既述したとおり、「自己点検・評価シート」に対する全学大学評価会議による評価の結果、「改善勧告」又は「努力課題」の提言を受けた場合等には、「改善計画書」及び「改善報告書」を作成・提出することになっている。

このような仕組みの下、2012年度の活動を評価対象として2013年度に実施した自己点検・評価では、法科大学院として2件の「努力課題」と22件の「留意点」の指摘を受けた。指摘を受けた2件の「努力課題」については、いずれについても2013年12月に「改善計画書」を提出して改善に取り組み、2014年3月には「改善報告書」を提出した。

(2) 認証評価機関からの指摘事項への対応

大学基準協会による「2009年度認証評価結果」の指摘への対応については、「2009年度 認証評価結果への対応状況一覧」のとおりである。2009年度には5項目の「勧告」及び12項目の「問題点」を指摘されており、そのうち、勧告の第1項目については、2012年度まで毎年、開講状況及び検討状況に関する報告書を提出した。また、それ以外の項目についても改善に取り組み、2012年7月には「改善報告書」を提出した。この報告に対しては、2013年3月に「改善報告書検討結果」としてのフィードバックを受けており、「勧告」の第3項目及び「問題点」の第6項目については、改善が不十分である旨、指摘を受けている（表 36）。

これらの事項に対するその後の改善状況については、本報告書の評価の視点2-26及び2-34を参照されたい。

(3) その他の自己点検の結果への対応

昨年度「留意点」として指摘された「授業アンケート」や教員相互の「授業参観」等に基づく自己点検・評価が、授業改善・教育環境の改善につながっているかを点検する」仕組みについては、以下のとおりである。

「授業アンケート」については、その結果に対して授業担当者にコメントを求めており、各授業担当者がアンケート結果を通じて認識した改善課題が確認できる。また、2013年度には教育課程の改正に際して、アンケート結果を議論の参考にした例もあった。

「授業参観」については、参観実施後、授業を参観した教員が「参観シート」を提出し、授業担当者はそれに対するコメントを書面で提出する。「FD全体会」では、これらの結果を踏まえて、アンケート結果の分析と教育改善のためのフィードバックを行う。

なお、FD体制の詳細および具体的な改善事例等については、2-39、2-40、2-41、2-42 を参照されたい。

9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取り組みについては、以下のとおりである。

評価の視点9-3で既述したとおり、法科大学院として実施した自己点検・評価については、大学評価委員会が第三者的立場から評価を行い、最終的に学長が議長を務める全学大学評価会議で評価が決定される。この際、改善すべき点として明らかになった課題については、「改善勧告」、「努力課題」、「留意点」の提言を付して当該組織にフィードバックする。その内、「改善勧告」と「努力課題」となった課題については、何時までに、何を、どのように実施するかについて記述する「改善計画書」の提出が求められる。その後、改善を終えた際に、改善状況を示す具体的な根拠とともに、「改善報告書」を提出する制度となっている。

【改善すべき点の確認】 前回の点検・評価で、自ら「改善すべき点」と掲げた事項や、評価結果で「改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）」とされた事項があれば、この欄に箇条書きで記載してください。
【改善すべき点（【改善勧告】【努力課題】【留意点】）】 ・「授業アンケート」や教員相互の「授業参観」等に基づく自己点検・評価が、授業改善・教育環境の改善につながっているかを点検することが必要である。【留意点】

3. 効果が上がっている点とその伸長方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、効果が上がっている事項（特色ある取り組みや成果創出など）とその伸長方策を記述してください。
特になし。

4. 改善すべき点とその改善方策 《箇条書き》

現状説明を踏まえ、改善すべき事項とその改善方策を記述してください。
9-2 自己点検・評価の結果の公表について、「全学的課題一覧」の公開のみでは「法科大学院基準」に照らして、不十分な点がある。そのため、評価結果を含む全シート公開を前提に、2014（対象年度：2013）年度自己点検・評価を実施する。また、全シート公開について、大学評価会議に提案し、その承認を得る。

5. 根拠資料 《リスト形式》

項目 No.	根拠資料の名称
9-1	（再掲：1-1-①）「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
	①「龍谷大学内部質保証のあり方について」2011年3月24日 部局長会承認
	②「大学評価に関する規程」2003年11月27日制定
	（再掲：4-5-①）「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定
	③「龍谷大学の自己点検・評価制度について＜実施要領＞—2013年度版—」2013年5月
	④「2013年度（対象年度：2012）自己点検・評価シート＜法科大学院＞（様式）」2013年5月
9-2	①法科大学院 web ページ「自己点検・評価報告書の公表について」 < http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish/hyouka.html > 最終アクセス：2014/03/20
9-3	（再掲：9-1-③）「龍谷大学の自己点検・評価制度について＜実施要領＞—2013年度版—」2013年5月
9-4	①「2009年度 認証評価結果への対応状況一覧」

Ⅱ. 評価結果

総評
自己点検・評価については、大学全体として取り組む「自己点検・評価制度」「教員活動自己点検」の二本柱を軸に法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づき毎年度実施している。今後も継続して実施願いたい。 また、その結果公表について、「全学的課題一覧」の公表のみでは、不十分との見解から全シート公開を提案している点については、法科大学院が掲げる情報の公開に関する内規の目的「教学に関する業務の適正な運営を図り、もって、法科大学院における教育の効果を高めるとともに、社会に対する説明責任を適切に行う」に沿っており、評価できる。
伸長すべき点(長所) 《箇条書き》
・「全学的課題一覧」の公表のみでは、不十分との見解から全シート公開を提案している点については、法科大学院が掲げる情報の公開に関する内規の目的「教学に関する業務の適正な運営を図り、もって、法科大学院における教育の効果を高めるとともに、社会に対する説明責任を適切に行う」に沿っており評価できる。
改善すべき点 《箇条書き》 * 各項に【改善勧告】【努力課題】又は【留意点】を記載
※【改善勧告】【努力課題】は、改善計画書の提出が必要

Ⅲ. 大学基準協会からの助言について

助言内容（法科大学院）

9-1 【問題点】

- 1) 自己点検・評価活動自体の意義付け・実施形態等において、なお不十分であり、恒常的な自己点検・評価のために、独自の評価項目の設定および検証・改善のための手法を開発する必要がある(評価の視点9-1)。→ 対応済

「改善報告書検討結果(龍谷大学法科大学院)」2013年3月

貴法科大学院が、自己点検・評価活動自体の意義 付けの明確化、実施形態の確立、恒常的な自己点検・評価のための評価項目の設定及び検証・改善のための手法開発を行ってきたことが認められ、概ね改善がなされているものと判断される。なお、今後は、恒常的な自己点検・評価の実施や、内容の充実に向けた更なる取組みがなされることが望まれる。